



令和6年度病害虫発生予察情報

発生予報第16号

病害虫防除所の
HPはコチラ

令和7年3月13日
発表：福島県病害虫防除所

1 普通作物

作物名	病害虫名	地方	発生時期	発生量	予報の根拠	防除上注意すべき事項
水 稲 (育苗期)	いもち病	全 域	—	平年並	種子更新率は平年並と予想される(±)。	育苗箱施薬を使用する場合は、使用量を遵守するとともに、育苗ハウスの置床に薬剤が飛散しないよう注意する。
	ばか苗病	全 域	—	平年並	種子更新率は平年並と予想される(±)。	罹病苗は、見つけ次第ただちに抜き取り、本田には持ち込まない。発生が多い場合は育苗箱ごと廃棄する。
	苗立枯病 (ピシウム属菌、フザリウム属菌等による立枯病)	全 域	—	平年並	天候予報(仙台管区气象台3月10日発表1か月予報)によると、4月の天気は、平年と同様に晴れの日が多く、気温は高いと予想されている(±)。	ハウス内の急な温度上昇やかん水不足に注意し、適切な温度管理を行う。特に、出芽時の高温や育苗期の低温をさける。
	もみ枯細菌病・苗立細菌病	全 域	—	平年並	種子更新率は平年並と予想される(±)。	ハウス内の急な温度上昇に注意し、催芽や出芽は28℃以下で行い、育苗期は30℃以上の高温や過湿をさける。 もみ枯細菌病に登録があっても苗立枯細菌病には登録のない薬剤があるので、使用の際は注意する。
麦 類	赤かび病	全 域	平年並	平年並	<p>麦の生育シミュレーションによると出穂期は平年並の予想である(±)。</p> <p>天候予報によると、4月の天気は、平年と同様に晴れの日が多いと予想されている(±)。</p> <p>昨年の県全体の発病穂率は平年より少なかったが、浜通りでは平年並であった(±)。</p>	<p>本病は、DONなどのかび毒を産成する恐れがあり規格基準(1.0 mg/kg)を超過した場合は廃棄することがある。</p> <p><u>薬剤防除の適期は、麦類の「開花始め(小麦では出穂後7～10日頃、大麦では出穂後5～7日頃)」であり、1回目の防除は必ずこの時期に実施し、2回目の防除はこの7～10日後に行う。</u></p>

注) 予報の根拠の中で(+)は多発要因、(-)は少発要因、(±)は平年並要因であることを示す。

2 野菜・花き

作物名	病害虫名	地方	発生時期	発生量	予報の根拠	防除上注意すべき事項
イチゴ	うどんこ病	全 域	—	平年並	発生ほ場割合は、平年並であった（±）。	多発すると防除が困難になるので、発生初期から薬剤防除を徹底する。
	灰色かび病	全 域	—	平年並	発生ほ場割合は、平年並であった（±）。	過湿にならないよう換気を行う。 発病果や罹病した果梗、老化葉などはハウス内に放置しない。
	アブラムシ類	全 域	—	平年並	発生ほ場割合は、平年並であった（±）。	排泄物により誘発されるすす病は果面の汚れによる品質低下を招くので、発生密度に注意し、低密度時から薬剤防除を実施する。
	ハダニ類	全 域	—	やや多い	発生ほ場割合は、平年並であった（±）。天候予報（仙台管区气象台 3月6日発表）によると、向こう1か月の平均気温が高くなると予想されている（+）。	薬剤感受性が低下しやすいので、系統の異なる薬剤をローテーション散布する。 天敵製剤を放飼している場合は、ハダニ類の発生状況に応じて、天敵に影響の小さい薬剤を選択する。
	コナジラミ類	全 域	—	平年並	発生ほ場割合は、平年並であった（±）。	排泄物により誘発されるすす病は果面の汚れによる品質低下を招くので、発生密度に注意し、低密度時から薬剤防除を実施する。
	アザミウマ類	全 域	—	多い	発生ほ場割合は、平年よりやや高く、複数のほ場で果実被害が確認された（+）。天候予報によると、向こう1ヶ月の平均気温が高くなると予想されている（+）。	発生が多くなると果実被害が生じるので、低密度時から防除を実施する。

注) 予報の根拠の中で（+）は多発要因、（-）は少発要因、（±）は平年並要因であることを示す。

【注意が必要な病害虫】

水 稲	<p>■水稲育苗期共通の注意事項</p> <p>①前年の稲わらやもみ殻が伝染源となる場合があるため、種もみの準備をする前に作業舎内を清掃する。</p> <p>②健全種子を使用し、塩水選を行って罹病もみを除去する。ただし、吹付消毒済みの水稲種子（比重選別機による選別済みのもの）については、塩水選を行う必要はない。</p> <p>③浸種、催芽時は、品種ごとに水を換える。</p> <p>④未消毒種子を使用する場合は、効果の高い薬剤を使用して消毒を行う。</p> <p>⑤温湯消毒や生物農薬による消毒を行う場合は湯温や水温、処理時間を厳守する。温湯消毒の場合は、袋をゆするなどで種もみ内部の温度が均一に上がるようにする。</p> <p>⑥罹病苗は見つけしただちに抜き取り、適切に処分する。</p>
-----	---

イチゴ	<p>■萎凋病、萎黄病、炭疽病</p> <p>これらの病害を防ぐためには、まず無病地からの採苗、育苗を徹底することが基本的対策となります。ほ場で発病が確認されている場合は、見つけ次第抜き取り、ほ場外に持ち出すなど適切に処分してください。発病が確認されたほ場では、次作に向けて以下の対策を実施してください。</p> <p>①育苗用土壌やポット等の資材を一斉に更新する。</p> <p>②炭疽病は水媒伝染するため、親株を育苗する際は雨よけ育苗や高設育苗を行うとともに、頭上からの灌水を避ける。</p> <p>③発病株、または発病が疑われる株は、見つけしだいその周囲の株と土を含めて丁寧に抜き取り、適切に処分する。</p> <p>④これらの病気が発生したほ場で連作せざるを得ない場合は、土壌消毒を実施する。</p> <p>なお、イチゴの土壌病害の簡易検定方法について、病害虫防除所ホームページの病害虫ライブラリー（野菜花き類の病害虫、イチゴの病害）に掲載していますので参考にしてください。</p> <p>イチゴの病害：https://www.pref.fukushima.lg.jp/uploaded/attachment/433111.pdf</p> <p>注意喚起 イチゴの土壌病害対策：https://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/37200b/itigodojoubyougai.html</p>
-----	---

詳しい発生状況や防除対策は、福島県病害虫防除所ホームページ<https://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/37200b/>をご覧ください。
お問い合わせはTEL:024-958-1709、FAX:024-958-1727またはe-mail:yosatsu@pref.fukushima.lg.jpへお願いします。